所有者不明空き家に係る財産管理人等選任申立業務
委託に関する提案募集要項

標記の業務に関し、下記のとおり、提案を募集します。

記

１　業務の名称

所有者不明空き家に係る財産管理人等選任申立業務

２　業務の内容（提案募集の内容）

業務内容は、別紙「所有者不明空き家に係る財産管理人等選任申立業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）」のとおり。

３　業務の期間

契約の日から令和７年３月２８日（金）まで

４　業務に関する基本的事項

⑴　受託候補者に求める資格

本業務に関する十分な履行能力を判断するため、受託候補者に対し、以下の事項を満たしていることを募集の要件とする。

ア　次の（ｱ）、（ｲ）に掲げるいずれかの者を５名以上配置可能であること、かつ、その中から財産管理人等の候補者として、家庭裁判所又は地方裁判所（以下「裁判所」という。）へ１名以上推薦が可能であること。

（ｱ）弁護士法第８条に基づく登録をされている者

（ｲ）司法書士法第８条に基づく登録をされている者

イ　参加表明から選定結果の通知の日までの期間に、京都市競争入札等取扱要綱第２９条第１項の規定に基づく競争入札参加停止を受けていないこと。

ウ　当該業務と同種又は類似の業務について、業務実績は問わない。ただし、当該業務のプロポーザルの募集開始の日から起算して５年以内に業務実績がある場合は、評価の際に加点する。

エ　団体若しくはその代表者が契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。

オ　代表者、役員又はその使用人が刑法第９６条の６又は第１９８条に違反する容疑があったとして逮捕若しくは送検され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された日から２年を経過しない者でないこと。

カ　団体又はその代表者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第３条又は第８条第１号に違反するとして、公正取引委員会又は関係機関に認定された日から２年を経過しない者でないこと。

キ　団体又はその代表者が指定暴力団の構成員でないことのほか、受託者としてふさわしくない者でないこと。

⑵　業務の再委託

包括的な業務の再委託については認めない。個別の業務の再委託については、事前に京都市と協議を行い、承諾を得ること。

⑶　委託費用の上限は、１，５００，０００円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）とする。

⑷　受託希望金額の提示

仕様書を基に受託希望金額を提示すること。

⑸　秘密保持義務

業務に従事している者は、業務に際して知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。また、本業務が終了した後においても同様とする。

⑹　個人情報の保護

個人情報を適切に管理・保護するために必要な措置を講じること。

⑺　情報公開

業務に関して保有する情報の公開について必要な措置を講じること。

⑻　資料の取扱い

京都市が提供する資料は、提案に関わる検討以外の目的で使用することを禁じる。

また、この検討の目的の範囲内であっても、京都市の了承を得ることなく第三者に対して、これを使用させたり、又は内容を提示することを禁じる。

５　提案書等の提出

⑴　募集開始

令和６年１１月１２日（火）とする。

⑵　提案書等の提出締切

参加申込書及び提案書を持参する場合は、京都市の休日を定める条例第１条第１項に規定する京都市の休日を除く日の午前９時から午後５時までとする。ただし、正午から午後１時までを除く。

ア　参加申込書

持参・郵送とも令和６年１１月１９日（火）午後５時必着とする。

イ　提案書

持参・郵送とも令和６年１１月２６日（火）午後５時必着とする。

⑶　提出方法

郵送又は持参による。郵送による場合は、到達していることを電話にて確認するこ

と。

⑷　提出物

別紙第１号様式～第５号様式（以下、「提案書等」という。）により、５部提出すること。また、添付書類がある場合は、併せて５部提出すること。

⑸　提出先

京都市都市計画局住宅室住宅政策課（担当　丹羽、藤井）

〒604-8571　京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町４８８　分庁舎３階

電話（075）222-3667　　FAX（075）222-3526

⑹　その他

ア　提案書等の変更の禁止等

提出期限後において、提案書等の内容を変更することはできない。また、提案書等に虚偽の記載があった場合は、失格とする。

イ　重複提案の禁止

提案は１団体につき１つとする。複数の提案は認めない。

ウ　著作権の帰属等

提案書等の著作権は、提案者に帰属する。ただし、提案の選定の公表等必要な場合には、提案書等の内容を京都市が無償で使用できることとする。

なお、提案書等は理由の如何に関わらず返却しない。

エ　費用の負担

提案に関する費用は、全て提案者の負担とする。

オ　提案の辞退

提案書等の提出後、提案を辞退する場合は、辞退届（様式任意）を提出すること。

６　募集に関する質疑

⑴　質疑の方法等

本要項に関する質疑については、次のとおりとする。

ア　期限　：令和６年１１月１９日（火）午後５時（必着）

イ　方法　：文書（様式自由）により、持参、ＦＡＸ又は電子メールとする。

ウ　提出先：京都市都市計画局住宅室住宅政策課（担当　丹羽、藤井）

〒604-8571　京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町４８８　分庁舎３階

電話（075）222-3667　　FAX（075）222-3526

電子メールアドレス machisai_akiya@city.kyoto.lg.jp

エ　その他：ＦＡＸ又は電子メールによる場合は、到達していることを電話にて確認すること。

⑵　質疑に対する回答

全ての質問及び回答については、京都市ホームページにおいて公開することとする。

回答は、この要項と一体のものとして、要項と同等の効力を有するものとする。

◆本プロポーザルのホームページアドレス

https://www.city.kyoto.lg.jp/tokei/page/0000334023.html

7　受託候補者の選定

提出された提案書に基づき、参加者の業務実施能力を審査し、受託候補者を決定する。

⑴　選定方法

下記⑵に掲げる評価項目及び評価事項について採点し、順位を決定する。このうち第１順位の提案を行った提案者を受託候補者として選定する。

⑵　評価項目

評価項目		評価事項	評価点 （100 点満点）
業務実績	同種・類似業務の履行実績（統括責任者）	相続財産清算人制度、不在者財産管理人制度又は所有者不明土地・建物管理人制度の申立業務等、裁判所へ申立を行う業務の実績があるか。	５点
	同種・類似業務の履行実績（担当者）	相続財産清算人制度、不在者財産管理人制度又は所有者不明土地・建物管理人制度の申立業務等、裁判所へ申立を行う業務の実績があるか。	５点
実施体制	本店等の所在地	本店、支店の所在地が京都市内であるか。	５点
	人員配置	業務遂行に十分な人員が確保されているか。	５点
	安定的な体制の確保	委託期間内において、統括責任者及び担当者が他に従事している又は従事する業務があるか。	５点
提案の的確性	業務の理解度	業務の趣旨に沿った的確な提案がされているか。	２０点
	的確な業務遂行とノウハウの活用	過去の実績、ノウハウ等を活かし、業務の質の向上に資する効果的な提案がされているか。	１５点
	確認・調査方法	対象の空き家について、その価値を把握するための具体的、有効的な手法が提案されているか。	１５点
	スケジュール	年度内の財産管理人等の選任に係る予納金支払いに向け、余裕を持った業務スケジュールが提案されているか。	１５点

受託希望金額	受託希望金額に応じて配点を行う。	１０点

８　選定結果の通知

⑴　受託候補者に選定された提案者への通知

第１順位の提案者に対して、受託候補者として選定された旨を文書で通知する。

⑵　受託候補者に選定されなかった提案者への通知

受託候補者に選定されなかった提案者に対して、選定されなかった旨及びその理由を通知する。通知を受けた提案者は、通知を受領した日から７日以内に京都市に対し、選定されなかった理由についての説明を求めることができる。

⑶　受託候補者の選定結果の公表

受託候補者の選定後、選定の結果、参加した事業者、評価点及び選定理由を公表する。

９　契約の締結

京都市は、受託候補者と契約に関する協議を行い、契約を締結する。なお、受託候補者との協議が整わない場合、京都市は受託候補者以外の提案者と順次契約に関する協議を行う。

１０　要項に定める事項の遵守

受託候補者が、この要項に定める事項に反した場合は、京都市は、契約を締結しないことがある。

１１　問合せ先

京都市都市計画局住宅室住宅政策課（担当　丹羽、藤井）

〒604-8571　京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町４８８　分庁舎３階

電話（075）222-3667　　FAX（075）222-3526

電子メールアドレス machisai_akiya@city.kyoto.lg.jp